

平成 30 年(2018 年)6 月 29 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴 様

甲賀市情報公開審査会

会長 遠 藤 幸 太 郎

情報公開決定に係る審査請求について（答申）

平成 30 年 5 月 2 日付け甲総務第 39 号で諮問された事項について、下記のとおり甲賀市情報公開審査会としての意見をまとめましたので答申します。

記

第 1 審査会の結論

甲賀市長が、平成 30 年 3 月 22 日付け甲総務第 275 号で、「3 月 8 日に総務部の職員 2 人が当時の総務課課長補佐から、白票水増しについて実施した聞き取りに関する資料一式」に関する行政文書につき非公開決定をしたことは、結論において妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、甲賀市情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 13 日付けで、甲賀市長（以下「実施機関」という。）に対し、「3 月 8 日に総務部の職員 2 人が当時の総務課課長補佐から、白票水増しについて実施した聞き取りに関する資料一式」に関する行政文書（以下「本件行政文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件行政文書として、告発状の起案文書である「告発につ

いて」に添付されている「A職員聞き取り内容」を特定し、平成30年3月22日付けで本件行政文書について非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、条例第15条第1項の規定により、平成30年4月2日付けで、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

(1) 聞き取りの内容が公開されないままでは、職員が実際何を話したかが明らかにならず、市民の知る権利への侵害になる。

(2) 市がここまで公表を頑なに拒む理由が全く不明で、納得できるものではない。

(3) したがって、白票水増しについて当時の総務課課長補佐に対して行った聞き取り内容の公開を求める。

第4 実施機関の説明要旨

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、3月8日に告発に当たって行った聞き取り（以下「本件聞き取り」という。）内容を記した文書（告発状の起案文書に添付されている「A職員聞き取り内容」をいう。）である。

(2) 本件聞き取りについて

本件聞き取りは、警察による関係者に対する事情聴取が一定終了したことから、市の姿勢を明確にするため、告発を行うに当たって行ったものである。

(3) 本件行政文書の特定の経緯について

本件請求において指定されている期間中に行われた聞き取りは、本件聞き取りであったことから、本件聞き取り内容を記した文書を本件行政文書として特定した。

(4) 本件行政文書が条例第6条第5号後段及びウ並びに第6号に該当することについて

当時の総務課課長補佐に対して行われた聞き取りは、今後の選挙を適正

に行うため、原因究明及び再発防止の観点から行ったものであるが、この聞き取り内容を公開すると、今後の聞き取りにおいて、公開を意識した回答となるおそれがある。即ち、率直な意見の提供が阻害され、原因究明及び再発防止に向けた取り組みに支障を及ぼすおそれがある。

また、本件聞き取りには、捜査及び公判の前提となる事実が記録されており、これを現時点で公開することにより、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件聞き取り内容を記した文書（告発状の起案文書に添付されている「A職員聞き取り内容」をいう。）である。

(2) 条例第6条第5号後段及びウに該当することについて

ア 実施機関は、職員に対して行われた本件聞き取りは、今後の選挙を適正に行うため、原因究明及び再発防止の観点から行ったものであり、この聞き取り内容を公開すると、今後の聞き取りにおいて、公開を意識した回答となり、その結果、率直な意見の提供が阻害され、原因究明及び再発防止に向けた取り組みに支障を及ぼすおそれがあると説明している。

イ 条例第6条第5号後段では、市等が行う事務に関する情報であって、公開することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを非公開情報としている。また、同号ウでは、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるものを非公開情報としている。

ウ 本件聞き取りは、白票水増しが行われた背景を明らかにすることにより、その原因を究明するとともに、今後の再発防止に向けた取組を行うため実施されたものである。

原因究明及び再発防止を適切に実施するためには、白票水増しが行われてしまった当時どのような状況にあったか等について調査し、その内容を正確に把握する必要があるが、正確な事実を把握するためには職員の真摯な協力が必要不可欠である。

本件聞き取りは、当時の状況がどのようなであったかについて職員から聞き取りを行ったものであるが、その聞き取り内容が公になるとすれば、職員は今後の聞き取りに協力することに躊躇し、その結果このような聞き取りによって正確な事実を把握できなくなるおそれがある。

また、今後、本件以外の聞き取りが必要とされる事案において、実施機関が行う聞き取り依頼に対しても、職員から協力が得られなくなることにより、正確な事実の把握が困難になり、適切な対応ができなくなるおそれがある。

エ したがって、原因究明及び再発防止に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められるので、条例第6条第5号後段に該当するといえる。

オ なお、実施機関は、条例第6条第5号ウに規定する調査研究に係る事務に該当するとも主張しているが、原因究明及び再発防止に関する調査については、同号ウに規定する調査研究に係る事務にはあたらないといえるため、条例第6条第5号ウには該当しない。

(3) 条例第6条第6号に該当することについて

ア 実施機関は、本件聞き取り内容を記した文書には、捜査及び公判の前提となる事実が記録されており、これを現時点で公開することにより、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

イ 条例第6条第6号では、公開することにより、犯罪の予防又は捜査、警備その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報としている。

ウ 本件聞き取りは、白票水増しの事実に関し告発を行うために実施したものであり、捜査の対象となっている職員から白票水増しの事実について聞き取りを行った内容が記されている。また、本件に関する捜査の進捗についての実施機関からの説明によると、警察から検察に送検されているが、未だ検察による起訴等の判断はなされていないとのことである。

これらの事情からすると、現時点において、警察の捜査は送検により終了したものといえるが、起訴等に向けた検察による捜査の可能性が認めら

れる以上、実施機関が本件聞き取りの内容について捜査に支障を及ぼすおそれがあると判断したことは妥当であるといえる。

エ したがって、捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当するといえる。

(4) 小括

よって、本件行政文書については、条例第6条第5号後段及び第6号に該当することから実施機関が行った本件処分は結論において妥当である。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。